

安心補償オプション利用規約

株式会社ケイ・オプティコム

平成26年7月1日制定

(本規約の適用)

第1条 株式会社ケイ・オプティコム（以下「当社」といいます）は、安心補償オプション利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき「安心補償オプション」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。お客様は、本サービスの利用申込にあたり本規約を確認のうえ承諾いただく必要があります。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者へ通知します。本規約の変更は、利用者へ通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。
- 4 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

(定義)

第3条 本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。

(1) eo スマートリンク

当社もしくは当社が提携するコンテンツ提供事業者が提供するホームICTサービス、情報サービスを利用するための当社が提供するプラットフォームサービス

(2) eo スマートリンクタブレット

eo スマートリンクを利用いただくために、当社が別に定めるところにより売り切りをした端末機器。

(3) 付属品

当社の販売する製品のうち、eo スマートリンクタブレットに対応したクレードル（充電機能付卓上ホルダ）、ACアダプター、電源コード

(4) eo 光ネット契約

当社が別に定める光ファイバーアクセスサービス契約約款、eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約および eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき、当社が提供するインターネット接続サービスの利用に関する契約

(5) サービス利用契約

本規約に基づき当社とお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約。

(6) 利用者

当社とサービス利用契約を締結されているお客様。

(7) 登録端末

本サービスを適用する eo スマートリンクタブレットとしてお客様が本サービスの利用申込の際に指定され、当社の顧客管理システムに登録されたものであり、本サービスの提供を受けることができる eo スマートリンクタブレット（第8条に基づき登録端末が変更された場合は、変更後の eo スマートリンクタブレットを登録端末とします。）、およびその付属品。

(8) 補償

登録端末の預かり修理を実施すること。ただし、第 18 条（交換端末の送付と旧端末の返送）第 1 項に基づき当社が修理困難と判断した場合、同等機種を利用者に送付する場合があります。

(9) 交換端末

補償により、登録端末の代替として当社が利用者に提供する eo スマートリンクタブレット。

(10) 旧端末

補償により、当社が送付した交換端末を利用者が受領され、第 8 条に基づき交換端末が新たな登録端末となった以降における従前の登録端末。

(11) 補償対象事故

登録端末が正常に利用いただけない状態となった原因のうち、補償を受けることができる種類の事故等。

(12) 補償請求事由

補償の申し出時に、登録端末に生じた補償対象事故として利用者が当社に申告された事由。

(13) お買上げ日

当社が販売する eo スマートリンクタブレットに同封の保証書シールに記載する「お買上げ日」。

(14) 補償対象期間

利用者が登録端末について補償を受けることのできる期間。

(サービス概要)

第4条 当社は、利用者に対して、登録端末に補償対象事故が生じた際に、利用者の申し出に基づき当社が利用者に対して補償を行うサービスを提供します。

(申込条件)

第5条 お客様は、本サービスの利用申込にあたり、申込時点において以下に定める申込条件を満

たしていただく必要があります。

- (1) 当社との間で eo 光ネット契約を締結されていること。
- (2) eo 光ネット契約について、利用停止されていないこと。
- (3) eo 光ネット、eo スマートリンクプレミアムパック、その他当社が提供する各サービスの利用料金、eo スマートリンクタブレットの商品代金、およびその他支払債務を期限内に支払いただいていること。
- (4) 本サービスに登録端末として申し込みいただく eo スマートリンクタブレットの購入と同時のお申し込みであること。
- (5) 本サービスに登録端末として申し込みいただく eo スマートリンクタブレットが、お客様が当社より直接購入されたものであり、当社の顧客情報管理システムに購入情報が登録されているものであって、当社以外の第三者から譲渡もしくは貸与を受けたものではなく、またはお客様が拾得されたものではないこと。

2 前項各号の申込条件を満たしている場合であっても、お客様が以下のいずれかに該当するときは、当社はお客様からの本サービスへの利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 過去に本規約、光ファイバーアクセスサービス契約約款、eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約、eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約、および eo スマートリンクプレミアムパック利用規約などに違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。
- (2) その他当社が不適切と判断した場合。

(申込方法)

第6条 本サービスの利用申込は、本規約に承諾の上、当社が別に定める方法に従い行なう必要があります。

2 本サービスは、本サービスの適用を希望される eo スマートリンクタブレット毎にお申し込みいただく必要があります、登録端末毎に1のサービス利用契約が成立します。登録端末以外は、本サービスによる補償を受けることができません。

(利用申込の承諾)

第7条 当社は、前条（申込方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
 - (2) 第5条（申込条件）に規定する条件に満たさないとき。
 - (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(登録端末の変更)

第8条 第18条(交換端末の送付と旧端末の返送)第1項により交換端末に変更された場合は、交換端末が従来の登録端末に替えて利用者の新たな登録端末となります。

- 2 前項のほか、当社が提供する他のアフターサービス等により登録端末を他の eo スマートリンクタブレットに交換または変更された場合は、交換または変更後の eo スマートリンクタブレットが従来の登録端末に替えて利用者の新たな登録端末となります。
- 3 前各項に定める場合を除き、登録端末を変更することはできません。
- 4 本条第1項および第2項の規定により登録端末の変更があった場合、第13条(補償の利用回数)に定める補償の利用回数は引き継がれるものとします。

(登録内容の変更)

第9条 利用者は、本サービスのご利用にあたり当社に届け出ていただいた事項に変更が生じた場合は、当社が別に定める連絡先に速やかにその変更を届け出るものとします。

- 2 契約者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、登録内容の変更を怠った場合に当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを承諾するものとします。

(債権の譲渡)

第10条 当社は、利用者に対する本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、利用者は当該債権の譲渡および利用者の個人情報譲渡先に提供することあらかじめ同意するものとします。

(利用料金)

第11条 利用者は、本サービスのご利用料金として、1のサービス利用契約につき料金表に定める月額料金およびお客様ご負担額を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

- 2 当社は、当社が適当と判断する方法にて事前に利用者へ通知または周知することにより、前項に定めるご利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。
- 3 本サービスの月額料金の課金開始月は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) eo 光ネットと同時に eo スマートリンク端末の購入申込があり、当該の eo スマートリンク端末を登録端末としてサービス利用契約を申し込む場合は、eo 光ネットの開通月の翌月から課金を開始いたします。ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、課金開始月が翌月以降となる場合がございます。
 - (2) 既に eo 光ネットをご利用開始済みで、eo スマートリンクタブレットの購入を追加でお申し

込みされ、当該の eo スマートリンク端末を登録端末としてサービス利用契約を申し込む場合は、登録端末のお買上げ日の属する月の翌月から課金を開始いたします。

- 4 契約終了月の月額料金は、満額支払うものとし、日割課金は行いません。
- 5 利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとし、

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（補償対象期間）

第 12 条 補償対象期間は、登録端末の到着日からお買上げ日の 3 年後までとなります。

- 2 前項の規定に関わらず、第 27 条（利用者が行なう契約の解除）、および第 28 条（当社が行なう利用契約の解除）に基づきサービス利用契約の解除があった場合はそのサービス利用契約の解除日までを補償対象期間とします。

（補償の利用回数）

第 13 条 補償を申し出いただいた日を基準として過去 1 年間（登録端末の変更、ご利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません。）に、同一のサービス利用契約に基づき既に 2 回補償（第 14 条（補償範囲）に定めるものとし、）を受けられている場合は、補償をご利用いただくことができません。

（補償範囲）

第 14 条 補償対象事故の範囲は、火災による焼失、水濡れ、その他偶発の事故による登録端末の全損または一部の破損とします。

（補償の対象とはならない場合）

第 15 条 前条（補償範囲）にかかわらず、以下に該当すると当社が判断した場合は補償を受けることはできません。

- (1) 火災による焼失を除き、製造番号が確認できない登録端末であるとき。
- (2) 補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき。
- (3) 補償請求事由が登録端末の紛失または盗難であるとき。
- (4) 補償のお申し込みが第 24 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- (5) 過去に本規約、光ファイバーアクセスサービス契約約款、eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約、eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約、および eo スマートリンクプレミアムパック利用規約などへの違反があり、補償の申し出時においてなお当該違反が是正されて

いないとき。

- (6) 過去に本サービスにおいて、同一名義の利用者の補償の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
 - (7) 補償請求事由が登録端末の消耗、変質、変色等による損害（内蔵電池の消耗を含みます。）であるとき。
 - (8) 補償請求事由が、登録端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で登録端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
 - (9) 登録端末が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（レート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
 - (10) 補償請求事由が登録端末の誤使用により生じたものであるとき。
 - (11) 補償請求事由が登録端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
 - (12) 補償請求事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
 - (13) 補償請求事由が利用者もしくは利用者より正当な権限を与えられた登録端末の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
 - (14) 補償請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき。
 - (15) 補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
 - (16) 補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
 - (17) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。
- 2 前条（補償範囲）にかかわらず、支払期限を経過してもなお支払っていない利用料金（同一の利用者名義の他のサービス利用契約にかかる利用料金を含みます）があるときは、補償を受けることができない場合があります。
 - 3 本サービスは、登録端末の紛失等に起因する登録端末の不正使用によって利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

（補償の申し出方法）

- 第 16 条 登録端末について補償対象事故が発生し補償を受けることを希望される場合は、当社が別に定める当社連絡先にお電話により利用者本人から補償を申し出いただく必要があります。なお、補償の申し出受付にあたり、利用者本人からの申し出であることを確認させていただきます。
- 2 補償の申し出は、補償対象事故が発生してから 30 日以内に行っていただく必要があります。
 - 3 火災による焼失を補償請求事由として補償を申し出いただく場合または補償の申し出時点にお

いて、登録端末の送付が困難であると当社が認めた場合は、補償対象事故の発生日から起算して30日以内に、消防署等公的機関へ当該補償請求事由の発生について届け出をされている必要があります。

(登録端末の送付と返却)

- 第17条 利用者は、前条（補償の申込方法）に基づき補償を申し出いただいた場合は、当社が別に定める期間（以下「送付期限」といいます。）までに、当社が所定する場所に登録端末を当社に送付するものとし、（外部メモリ媒体、ストラップや装飾品などのアクセサリ品、その他の製品を除いた状態で送付してください。）。
- 2 万一、利用者が当社の指定する物品以外のものを送付された場合、当社は、利用者が当該送付された物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。当社は利用者に対し、当該物品および当該物品に含まれる情報などの取扱いおよび返送について責任を負いません。
 - 3 利用者へ送付いただいた登録端末は、修理完了次第、当社指定の方法で返却するものとし、なお、修理後のOSのバージョンはご利用者が補償を申込まれた登録端末のバージョンと異なる場合があります。

(交換端末の送付と旧端末の返送)

- 第18条 当社は、第16条（補償の申込方法）に基づき利用者から補償の申し出を受けた場合は、申告内容を精査し、補償の対象となると判断した場合には、次の各号に該当するときは交換端末を送付するものとし、
- (1) 火災による登録端末の焼失を補償請求事由として補償を申し出いただいた場合。
 - (2) その他、登録端末を当社が受領した時点において、修理対応が困難であると当社が認めた場合。
- 2 前項に基づき当社が利用者へ提供する交換端末は、原則として補償を申込まれた登録端末と同一機種とします。ただし、登録端末と同一機種の提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社が指定する機種（eo スマートリンクタブレット）とします。また、利用者は、これにより交換端末において利用いただける機能、サービス等が変更になる場合があることにあらかじめ同意するものとし、
- 3 本条第2項に基づき当社が提供する交換端末のOSのバージョンは利用者へ補償を申込まれた登録端末のバージョンと異なる場合があります。
- 4 本条第2項に基づき当社が提供する交換端末には、原則として付属品その他の製品は含まれないものとし、ただし、本条第2項に基づき当社が利用者へ補償を申し出いただいた登録端末と異なる機種（eo スマートリンクタブレット）を交換端末として提供する場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお送りいたします。

5 不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換端末の再配達完了しなかった場合は、補償の申し出は取り消されたものとみなす場合があります。

(旧端末の所有権の移転について)

第 19 条 利用者は、次に該当するとき当社判断により、補償を申し込まれた登録端末について、所有権を当社へ変更することをあらかじめ同意するものとします。

(1) 前条（交換端末の送付と旧端末の返送）第 1 項に基づき交換端末送付後、登録端末の変更等手続きを行った場合。

(2) 修理した登録端末を不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても再配達完了しなかった場合。

(修理時の内部データおよびアクセサリ品等について)

第 20 条 利用者から当社への登録端末の送付時には、登録端末に記録された一切のデータ（ただし、登録端末の出荷時点で記録されていたものなど、利用者において消去できないデータを除きます。）を利用者において事前に全て消去してください。送付いただいた登録端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いません。

2 見積りおよび修理対応の際、登録端末に付属しているストラップ・液晶フィルム・装飾品等のアクセサリ品は第 17 条（登録端末の送付と返却）第 2 項に基づき処理します。

(罹災証明書の送付)

第 21 条 補償請求事由が火災による登録端末の焼失の場合であり、登録端末を送付いただく事が困難である場合、利用者は、消防署等公的機関より発行される罹災証明書を当社に送付いただきます。罹災証明書の送付に係る送料は、利用者負担とします。

2 前項に基づき罹災証明書を送付いただいた後であっても、登録端末が発見された場合は、速やかに当社に報告いただき、当社が別途定める方法により返却するものとします。

(送料)

第 22 条 補償の利用に伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、利用者が、登録端末、または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により、送付される場合は、当該送付にかかる送料は利用者の負担となります。

(安心補償オプション精算金)

第 23 条 利用者は、第 24 条（禁止事項）第 1 号または第 3 号の定めに対し補償を申し出た場合は、安心補償オプション精算金 40,000 円（税込額 43,200 円）を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

2 当社は、利用者に支払いただいた安心補償オプション精算金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

(禁止事項)

第 24 条 利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込時、本サービスにおける補償の申し出時、本サービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) サービス利用契約により生じた権利もしくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡もしくは承継する行為。
- (5) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
- (6) 当社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (9) 利用者が、第 4 条（サービス概要）に定める利用範囲を超えて利用する行為。
- (10) 当社の電気通信設備に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。
- (11) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約、光ファイバーアクセスサービス契約約款、eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約、eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約、および eo スマートリンクプレミアムパック利用規約などに違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為。

(お客様情報の利用)

第 25 条 当社は、補償の申し出受付時に必要と判断した場合は、第 21 条（罹災証明書の送付）に定める届出書以外に、各種確認書類（端末購入通知書、本人確認書類等）の写しの提出を利用者に求める場合があります。

2 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます）を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱います。

(利用者が行なう利用契約の解除)

第 26 条 利用者は、利用契約の解除を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対してその旨を申し出るものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 27 条 当社は、以下の各号に該当する場合には、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第 12 条 (補償対象期間) に規定する補償対象期間が終了した場合。
- (2) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (3) 利用者が、第 24 条 (禁止事項) 各号に定める禁止行為を行った場合。
- (4) 利用者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (5) 利用者登録において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (6) 利用者の eo 光ネット契約が解除された場合。
- (7) その他、利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定により利用登録を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(サービス提供の一時停止)

第 28 条 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守または工事が必要な場合。
- (2) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合。
- (3) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
- (4) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービス提供の終了)

第 29 条 利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、利用者と当社との間のサービス利用契約は終了し、当社は利用者への本サービスの提供を終了します。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (2) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。

2 前項の場合、当社は、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。

(免責事項など)

第 30 条 天変地変、原因不明のネットワーク障害などの不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスで提供する情報の内容および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。

- 3 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとしします。
- 4 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとしします。
- 5 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとしします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

(紛争の解決)

- 第 31 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとしします。
- 2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用契約の終了後の措置)

- 第 32 条 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用者一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(分離性)

- 第 33 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとしします。

(準拠法)

- 第 34 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとしします。

料 金 表

1. 利用料金

区 分	料金額	
月額料金	300 円 (税込額 324 円)	
補償ご利用時のお客様ご負担額	1 回目	4,000 円 (税込額 4,320 円)
	2 回目	6,000 円 (税込額 6,480 円)
備考 (1) 補償を申し出いただいた日を基準として、過去 1 年間（登録端末の変更、利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません。）に、同一のサービス利用契約において補償を受けられている場合は、2 回目料金を適用します。		

附 則

(実施期日)

- 1 この利用規約は平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に、平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に当社より購入した eo スマートリンク端末を登録端末として当社所定の方法によりサービス利用契約の申し込みがあった場合に限り、第 5 条（申込条件）4 号の規定に関わらず、当社はそのサービス利用契約の申し込みを受け付けます。
- 3 この附則 2 による申し込みを当社が承諾した場合における当該サービス利用契約の課金開始月は第 11 条（利用料金）第 4 項の規定に代えて、当該申し込みを当社が承諾した日の属する月の翌月とします。
- 4 この附則 2 による申し込みを当社が承諾した場合における当該サービス利用契約の補償対象期間については、当該登録端末のお買上げ日から 3 年間とします。ただし、この期間中にサービス利用契約が解除された場合については、第 12 条（補償対象期間）第 2 項の規定を準用するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 26 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 2 月 1 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 4 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 29 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 3 月 30 日から実施します。
- 2 平成 27 年 3 月 30 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種 of eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該 of eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種 of eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該 of eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に指定する機種 of eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該 of eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に指定する機種 of eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該 of eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、

平成 28 年 5 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 27 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 28 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 9 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 28 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に指定する機種種の eo スマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該の eo スマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表 1. 利用料金に規定する月額料金の額

に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年4月1日から実施します。
- 2 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、当社が別に指定する機種^①のeoスマートリンクタブレットの購入の申し込みと同時に当該のeoスマートリンクタブレットを登録端末としたサービス利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、当該サービス利用契約の課金開始月およびその翌月の月額料金については、料金表1. 利用料金に規定する月額料金の額に代えて0円を適用します。